

株 主 各 位

大分県大分市都町一丁目3番19号

ジェイリース株式会社

代表取締役
社長兼会長

中 島 拓

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、株主様におかれましては、健康状態に関わらず可能な限り株主総会への来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3～4ページに記載のご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付又は入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午後3時（受付 午後2時00分） |
| 2. 場 所 | 大分県大分市高砂町2番48号
ホテル日航大分 オアシスタワー 3階 紅梅の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件
第7号議案 役員退職慰労金の支給（監査役3名）の件
第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

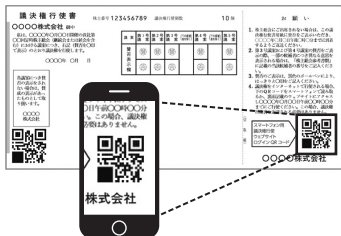
-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.j-lease.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎ご出席の株主さまへのお土産はございません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

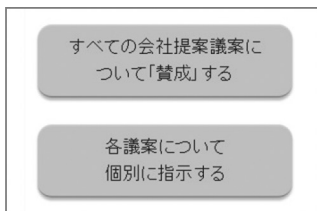
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

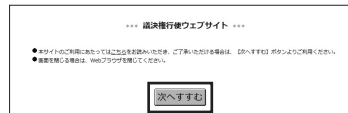
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

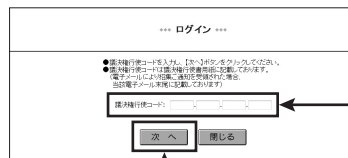
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

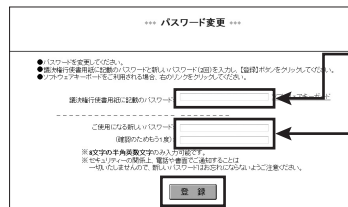
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 午前9時～午後9時(年末年始除く))

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使について

(1) 賛否の取扱い

議決権行使書又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使

- ① 議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）による方法とを重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット等）による方法で重複して議決権を行使された場合又は議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効いたします。

(3) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部（下記）**までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524（受付時間 午前9：00～午後9：00 土日休日を除く）

- (2) 上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-288-324（受付時間 午前9：00～午後5：00 土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 25円 総額222,996,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日（金）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社及び当社子会社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）及び第38条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第43条（剰余金の配当）及び第44条（中間配当金）の削除を行うものであります。

(4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、ジェイリース株式会社と称し、英文ではJ-LEASE CO., LTD. と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務</p> <p><u>(9) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大分市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、ジェイリース株式会社と称し、英文ではJ-LEASE CO., LTD. と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務 <u>(9) 金銭貸付業務、クレジット業務、各種債権の売買業務</u></p> <p><u>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大分市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>2 当社の社外取締役は、<u>1名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は15名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が提案した決議事項について、取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 2 <u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が提案した決議事項について、取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第32条 当社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある</p>	<p>等」という。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第31条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第43条 当会社は、株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に剰余金を配当する。</u></p> <p>(中間配当金) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u> (以下「中間配当金」という。) <u>をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第45条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当等<u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第39条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には、利息をつけない。</p> <p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、今後の経営体制の一層の強化のため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者の指名につきましては、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案の上、取締役会の事前承認を得て決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	なか しま ひらく 中 島 拓 (1957年9月6日生)	1980年5月 株式会社拓成入社 2001年4月 株式会社情報大分代表取締役 2004年2月 当社代表取締役社長兼最高執行役員 2007年4月 株式会社拓成代表取締役 2012年6月 あすみらい株式会社取締役会長（現任） 2014年6月 当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長兼最高執行役員 2019年6月 当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員審査本部長 2020年6月 当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員事業本部長 2021年4月 当社代表取締役社長兼会長兼社長執行役員（現任）	367,200株
(取締役候補者とした理由) 当社設立以来、代表取締役として経営全般に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	なか しま つち 中 島 土 (1982年1月7日生)	2004年4月 アコム株式会社入社 2010年5月 株式会社拓成常務取締役 2011年8月 当社顧問 2012年6月 当社取締役常務兼執行役員経営管理本部長兼審査本部長 2014年6月 当社取締役専務兼執行役員経営管理本部長 2015年6月 当社取締役専務兼執行役員審査本部長兼コンプライアンス担当 2018年6月 当社取締役副社長兼執行役員審査本部長兼渉外担当兼コンプライアンス担当 2019年6月 当社取締役副社長兼執行役員経営管理本部長兼コンプライアンス担当 2020年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員経営管理本部長兼コンプライアンス担当 2021年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員審査本部長兼コンプライアンス・リスク管理委員長 2021年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員審査本部長（現任）	2,500株
(取締役候補者とした理由) 経営管理部門や審査部門、コンプライアンス部門の経験を有しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	え とう ひで き 衛 藤 秀 樹 (1957年1月23日生)	1980年4月 株式会社大分銀行入行 2002年8月 同行支店長 2010年9月 同行執行役員支店長 2011年6月 同行取締役本店営業部長 2014年6月 株式会社大分カード代表取締役社長 2016年6月 株式会社大分銀行常勤監査役 2020年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員渉外担当 2020年6月 あすみらい株式会社代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社取締役副社長兼副社長執行役員財務経理本部長（現任）	2,100株
(取締役候補者とした理由) 金融機関の知識と経験を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p style="text-align: center;">た ぶち えつ ろう 田 淵 悦 郎 (1954年9月8日生)</p>	<p>1978年4月 東和商事株式会社入社 1985年6月 同社取締役 1990年6月 同社取締役常務 2002年8月 アコム株式会社入社 2005年10月 同社執行役員 2012年6月 同社常務執行役員 2016年6月 株式会社日本信用情報機構取締役常務執行役員 2019年6月 同社常務執行役員 2020年6月 当社取締役副社長兼副社長執行役員渉外担当 2021年10月 当社取締役副社長兼副社長執行役員渉外担当兼リスク管理委員会委員長兼コンプライアンス委員会委員長（現任）</p>	22,400株
<p>(取締役候補者とした理由) 金融業界や個人信用情報機関等における専門知識と経営に関する知識を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p style="text-align: center;">なか しま しげ はる 中 島 重 治 (1974年12月20日生)</p>	<p>1995年4月 株式会社ニッシン入社 2004年6月 同社経理部長 2007年6月 同社執行役員企画管理本部副本部長 2010年9月 当社執行役員経営管理本部長 2012年6月 当社取締役兼執行役員経営企画本部長 2014年6月 当社取締役常務兼執行役員経営企画本部長 2018年6月 当社取締役専務兼執行役員経営企画本部長 2019年7月 JLM株式会社代表取締役（現任） 2020年6月 当社取締役専務兼専務執行役員経営企画本部長（現任）</p>	22,200株
<p>(取締役候補者とした理由) 会社の成長戦略や商品開発など、経営企画部門に関して豊富な業務経験を有しており、その実績、能力、経験など、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
6	よし だ やす ひろ 吉 田 安 弘 (1959年8月18日生)	1982年4月 株式会社豊和銀行入行 2000年4月 同行支店長 2009年4月 同行営業統括部長 2012年6月 同行執行役員 2013年7月 当社取締役兼執行役員営業推進本部長 2014年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 2017年6月 当社常務執行役員事業本部副本部長兼事業統括部長 2018年6月 当社取締役常務兼執行役員事業本部長兼営業統括部長 2019年6月 当社取締役常務兼執行役員事業本部副本部長兼業務統括部長 2020年6月 当社取締役常務兼常務執行役員審査本部長兼事業本部副本部長兼業務統括部長 2021年4月 当社取締役常務兼常務執行役員事業本部長 2021年6月 当社取締役専務兼専務執行役員事業本部長 2022年4月 当社取締役専務兼専務執行役員事業本部長兼西日本支社長兼業務統括部長（現任）	25,700株
(取締役候補者とした理由) 金融機関の知識と経験を有しており、当社入社以来、その経験を活かして営業を中心に実績を重ね、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
7	やま さき ゆう じ 山 崎 裕 治 (1957年12月2日生)	1980年4月 株式会社電通入社 2013年5月 株式会社電通沖繩代表取締役社長 2018年3月 株式会社電通アドギアシニア・アドバイザー 2019年4月 全保連株式会社 2020年4月 当社法人営業統括部長 2020年5月 当社常務執行役員兼事業本部副本部長兼法人営業統括部長 2020年11月 当社常務執行役員兼事業本部副本部長兼法人営業統括部長兼人事部長 2020年12月 当社常務執行役員兼経営管理本部副本部長兼人事部長 2021年4月 当社常務執行役員兼経営管理本部長 2021年6月 当社取締役常務兼常務執行役員経営管理本部長（現任）	-株
(取締役候補者とした理由) 大手広告代理店及びグループ会社での豊富な業務経験を有しており、その経験を活かして経営に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	<p>下 浩 （1964年5月22日生）</p>	<p>1990年4月 株式会社三菱総合研究所入社 1997年2月 株式会社ジャフコ入社 1998年10月 株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ入社 2000年4月 東京情報大学助教入職 2011年4月 同大学教授（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）</p>	1,800株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。大学研究で培った経験と見識を活かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。</p>			
9	<p>清水 宏美 （1965年7月3日生）</p>	<p>2000年6月 特定非営利活動法人女性自立の会理事長（現任） 2008年7月 日本貸金業協会広告審査小委員会委員（現任） 2010年4月 一般社団法人全国貸貸保証業協会第三者委員会委員（現任） 2014年4月 公益財団法人明光教育研究所理事（現任） 2016年4月 一般社団法人NTSセーフティ家計総合研究所カウンセリングセンター長（現任） 2018年5月 一般財団法人ジェイリース奨学基金常務理事（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）</p>	2,100株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。金融部門等で培った経験と見識を活かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。</p>			
10	<p>田中 秀幸 （1959年4月8日生）</p>	<p>1982年4月 株式会社大分銀行入行 2005年2月 同行審査部審査役 2009年9月 同行システム部長 2013年6月 同行執行役員人財開発部長 2015年6月 同行常務執行役員本店営業部長 2016年6月 同行常務取締役 2016年11月 大分商工会議所副会頭（現任） 2020年6月 大分リース株式会社代表取締役社長（現任）</p>	1株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 金融機関並びに経済団体に関する知識と経験を有しており、その経験を活かして経営の監視を遂行するに適任と判断し、社外取締役候補者となりました。金融部門及びシステム部門、経済団体で培った経験と見識を活かし、中長期的な株主価値、企業価値を向上させる観点から、独立した立場で当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 堂下浩氏、清水宏美氏及び田中秀幸氏は、社外取締役候補者であります。堂下浩氏及び清水宏美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、田中秀幸氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 堂下浩氏及び清水宏美氏と当社は、会社法第423条第1項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。堂下浩氏及び清水宏美氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、田中秀幸氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 堂下浩氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって5年となります。
6. 清水宏美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって3年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	朝倉洋一郎 (1956年4月6日生)	1980年4月 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社)入社 2013年1月 株式会社豊和銀行顧問 2013年6月 同行執行役員兼営業統括部担当 2014年6月 同行上席執行役員兼証券国際部長 2020年7月 同行上席執行役員兼証券国際部担当 2021年6月 当社社外監査役(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	印東大祐 (1975年12月27日生)	1999年4月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2002年4月 公認会計士登録 2011年7月 印東公認会計士事務所開業(現任) 2011年9月 税理士登録 2014年3月 千代田区監査委員(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任)	500株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、会計専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
3	飯洲裕 (1983年12月29日生)	2011年12月 弁護士登録 2011年12月 中島成総合法律事務所入所 2014年1月 ひのき総合法律事務所入所 2017年1月 東京グリーン法律事務所入所 2018年1月 東京グリーン法律事務所パートナー 2019年6月 当社社外監査役(現任) 2020年9月 常葉法律事務所パートナー(現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見と経験により独立性をもって取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行うとともに、コーポレート・ガバナンス強化に寄与すると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により填補することとして

おります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 朝倉洋一郎氏、印東大祐氏及び飯渕裕氏は社外取締役候補者であります。朝倉洋一郎氏及び印東大祐氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、朝倉洋一郎氏、印東大祐氏及び飯渕裕氏との間で、監査役として会社法第423条第1項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、その当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。朝倉洋一郎氏、印東大祐氏及び飯渕裕氏が原案どおり選任された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同等の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 朝倉洋一郎氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
6. 印東大祐氏及び飯渕裕氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時をもって3年となります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	役職	企業経営	金融事業	財務会計	法律	IT	学術研究
中島 拓	代表取締役社長 兼会長	●	●				
中島 土	取締役副社長	●	●				
衛藤 秀樹	取締役副社長	●	●				
田淵 悦郎	取締役副社長	●	●				
中島 重治	取締役専務	●	●	●			
吉田 安弘	取締役専務	●	●				
山崎 裕治	取締役常務	●	●				
堂下 浩	取締役(社外)						●
清水 宏美	取締役(社外)						●
田中 秀幸	取締役(社外)	●	●			●	
朝倉 洋一郎	取締役(社外) 監査等委員	●	●				
印東 大祐	取締役(社外) 監査等委員			●			
飯渕 裕	取締役(社外) 監査等委員				●		

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬額は、2012年6月8日開催の第9回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額について、本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬の総額を年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は3名）となります。

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、本招集ご通知38ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2012年6月8日開催の第9回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案したもので、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されますと3名になります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 役員退職慰労金の支給（監査役3名）の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役3名は、定款変更の効力発生に伴い任期満了による退任となります。つきましては、本総会終結の時をもって、監査役を退任される朝倉洋一郎氏、印東大祐氏及び飯淵裕氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりの効力発生を条件として、効力が発生するものいたします。

退任監査役3名の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あさくら よういちろう 朝倉 洋一郎	2021年6月 当社社外監査役（現任）
いんとう だいすけ 印東 大祐	2019年6月 当社社外監査役（現任）
いらいふち ゆう 飯渕 裕	2019年6月 当社社外監査役（現任）

第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案における取締役の報酬額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任願いたいと存じます。

下記(6)のとおり、また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022年5月17日の終値1,642円を適用した場合、上記の必要資金は、約246百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期

間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役が付与される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数とします。(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、ロシアによるウクライナ侵攻等もあり不透明な状況が続きました。

一方で、賃貸不動産業界におきましては、入居需要は底堅く、加えてオフィスやテナント等、事業用物件に対する賃料保証のニーズが増加傾向にあります。

このような環境の下、当社グループは、顧客（不動産会社、賃貸人、賃借人）に寄り添った丁寧な対応を徹底し、与信審査及び債権管理業務の強化を図るとともに、業務効率化に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は9,162,927千円（前年同期比20.5%増）、営業利益は1,971,243千円（前年同期比108.8%増）、経常利益は1,946,154千円（前年同期比113.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,340,162千円（前年同期比142.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(保証関連事業)

主力の住居用賃料保証については、新規出店や外部企業との提携による営業ネットワークの拡充、顧客ニーズに対応した商品ラインナップ強化等により堅調に推移いたしました。また、賃貸物件の流動性の向上及び不動産オーナーの賃貸リスクに対する意識変化により、事業用賃料保証が拡大いたしました。加えて、不動産会社に対する住居用賃料保証と事業用賃料保証のクロスセルによる営業シナジー効果や保証料単価の上昇も売上拡大の要因となりました。

経費面では、独自データベースを活用した与信審査の強化、入居者の状況を適切に把握しそれぞれの状況に応じた債権管理業務を引き続き実施した結果、与信コストの適切なコントロール、債権管理業務コストの削減が継続しております。

医療費保証業務においては、既存商品に加え、新商品の販売等、引き続き販路拡大と営業強化に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の保証関連事業の売上高は9,089,435千円（前年同期比20.6%増）、営業利益は1,989,442千円（前年同期比106.6%増）となりました。

(不動産関連事業)

不動産仲介・管理業務及び不動産賃貸業務においては、外国籍の方々に対する業務を中心に展開しており、利益率の向上に努めております。新型コロナウイルス感染症による入国制限が継続し賃貸仲介が減少す

る中で、不動産売買仲介へリソースをシフトいたしました。

これらの結果、当連結会計年度の不動産関連事業の売上高は82,177千円（前年同期比18.2%増）、営業損失は18,199千円（前年同期は営業損失18,866千円）となるなど、業績に持ち直しの傾向がみられました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は188,467千円となりました。その主なものは、業務システム等の増強であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と総額9,300,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における実行残高は1,800,000千円となっております。

(4) 対処すべき課題

経営環境としては、賃貸借契約における家賃債務保証会社の利用率は増加傾向にありますが、家賃債務保証業界においては企業間の競争が激しさを増しております。また、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入が進もうとしております。このような状況の中、当社グループは「地域密着」で培ってきた情報力・対応力を最大限に発揮することで深い信頼関係を築くとともに、人・データ・DXへの積極的な投資を行い、市場環境の変化や顧客ニーズにあわせて変化することによって継続的な事業拡大を目指しております。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①利益の拡大

i) 売上の拡大

既存店舗網を活用し、当社が培ってきた地域密着の強みを活かした営業展開を継続するとともに、新規出店による営業エリア拡大を図ってまいります。同時に、顧客ニーズが拡大している事業用保証の拡販を推進いたします。また、新規契約による受取保証料だけでなく、既存契約からの継続保証料や代位弁済手数料、収納代行手数料等の増加により、継続的な売上維持・拡大を図ってまいります。さらには、医療費保証等の新たな収益基盤の拡大も図ってまいります。

ii) サービス開発

家賃債務保証ニーズの高まりを受け、競争環境が厳しさを増しており、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入も検討されております。当社の市場シェア拡大のためには、これらの情報収集とニーズや環境変化への的確な対応を図ることが重要であり、様々な業種とのコラボレーションも含め、既存の取引にとらわれない革新的サービスの開発と申込チャネルの拡大を図るとともに、システムを中心とした抜本的な仕組みの改革に取り組んでまいります。

iii) コストの抑制

各種先行投資を続ける中で、与信審査の強化等による将来的な貸倒コストの抑制及び各種業務の効率化に取り組むことで、経費増加の抑制を図ってまいります。

②良質な保証契約の拡大

i) 審査体制の強化

保証契約の締結における与信精度の向上を図り、代位弁済立替金の発生を適切な水準に抑制することが、回収に掛かる様々なコスト抑制につながるため、安定的な収益確保に重要であると考えております。これまで当社が培ってきた債権データやノウハウに加え、個人信用情報機関の信用情報の活用により、保証ポートフォリオの分析に基づく継続的なスコアリング機能の向上に取り組み、与信精度の向上を図ってまいります。

ii) 債権管理体制の強化

家賃債務保証サービスは、賃料債務の不履行の都度、代位弁済を行うものであり、毎月相当額の立替えと回収が発生するため、資金管理面からも債権管理回収の状況を重要視しております。延滞顧客に対しては、「お客様生活支援室」による生活支援相談や行政サービス情報の提供等、賃借人に寄り添った対応を行うなどにより信頼関係を築き、回収率の向上に努めております。また、代位弁済立替金の残高、回収状況等を定期的に把握するとともに、債権管理部門の人員体制の強化、延滞状況に応じた組織対応や業務集約化、ITシステムの活用、弁護士や司法書士との連携を強化すること等によって総合的なリスクコントロールを図り、滞納債権の増加抑制に努めてまいります。

③デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル技術を活用し、様々な業界との提携をすることで、業務プロセスの改革、顧客への新しい価値提供を展開してまいります。デジタル化が遅れているとされる不動産業界において、IT技術を活用した手続きの効率化は重要な課題であり、当社としましては、データ分析の高度化及び電子申込・契約等の移行への積極的な取り組み等により、業務改革を進めてまいります。

④内部管理体制の強化

社会から信用・信頼され継続的な企業成長をするため、経営管理体制の充実、リスク管理体制並びにコンプライアンス体制の強化は重要な課題であると認識しております。内部監査部門による内部統制の有効性評価を適切に実施するとともに、経営陣や従業員に対する研修の実施、人材の確保、業務手順の運用徹底などを通じて内部管理体制の一層の強化に努めてまいります。

⑤財務基盤の強化

家賃債務保証事業においては、継続的な成長による安定した経営基盤・財務基盤が重要であると認識しております。市場シェアの拡大、良質な保証契約の拡大、ITシステムの活用や業務効率化等、各種の施策による収益性の向上及びキャッシュ・フローの拡大を図るとともに、安定した資金調達環境の構築を進め、強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

⑥人材育成

上記の課題を達成するためには、優秀な人材の確保及び育成が最も重要と認識しております。等級・評価・報酬制度の見直しを実施し社員のパフォーマンス向上を図るとともに、階層別・職種別の社員教育や集合研修及び実務を通じた職場内での指導の徹底により、業務知識の向上とコンプライアンス意識の徹底を図り、顧客サービスの拡充を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2019年3月)	第17期 (2020年3月)	第18期 (2021年3月)	第19期 (2022年3月) (当連結会計年度)
売 上 高	6,082,609 千円	6,744,792 千円	7,601,361 千円	9,162,927 千円
経常利益又は経常損失(△)	△146,364 千円	105,970 千円	911,249 千円	1,946,154 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△149,938 千円	24,197 千円	552,593 千円	1,340,162 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△17.07 円	2.75 円	62.65 円	150.95 円
総 資 産	6,766,301 千円	7,833,193 千円	8,154,155 千円	8,832,455 千円
純 資 産	625,799 千円	650,392 千円	1,205,477 千円	2,372,891 千円
自 己 資 本 比 率	9.2 %	8.3 %	14.8 %	26.9 %
1 株 当 たり 純 資 産 額	71.17 円	73.90 円	136.38 円	266.02 円

- (注) 1. 第16期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
あすみらい株式会社	100,000千円	100.0%	不動産関連事業
JLM株式会社	10千円	100.0%	債権買取事業
JLM株式会社を営業者とする匿名組合	8,000千円	100.0%	債権買取事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

賃貸不動産における家賃債務保証業

(8) 事業所の状況

① 当社

本社 大分本社 大分県大分市都町一丁目3番19号
大分中央ビル7階
東京本社 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
新宿スクエアタワー2階

営業拠点 (32店舗) 大分本社(大分市)、東京本社(新宿区)、札幌支店(札幌市)、盛岡支店(盛岡市)、仙台支店(仙台市)、福島支店(郡山市)、茨城支店(つくば市)、宇都宮支店(宇都宮市)、群馬支店(高崎市)、埼玉支店(さいたま市)、千葉支店(船橋市)、八王子支店(八王子市)、横浜支店(横浜市)、新潟支店(新潟市)、金沢支店(金沢市)、長野支店(長野市)、静岡支店(静岡市)、名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪オフィス(大阪市)、神戸支店(神戸市)、岡山支店(岡山市)、広島支店(広島市)、愛媛支店(松山市)、福岡支店(福岡市)、北九州支店(北九州市)、佐賀支店(佐賀市)、長崎支店(長崎市)、佐世保支店(佐世保市)、熊本支店(熊本市)、宮崎支店(宮崎市)、鹿児島支店(鹿児島市)

(注) 2021年4月1日より大阪支店は大阪オフィスに名称変更いたしました。

② 子会社

あすみらい株式会社 本社 福岡県福岡市
JLM株式会社 本社 東京都新宿区
JLM株式会社を営業者とする匿名組合 本社 東京都新宿区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
361 名	24 名増

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 上記従業員には、使用人兼取締役、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）及び派遣社員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社豊和銀行	500,000 千円
株式会社大分銀行	500,000
株式会社みずほ銀行	400,000
株式会社肥後銀行	250,000

(注) 2022年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,920,000株 (自己株式147株を含む)
 (3) 株主数 6,393名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
JLホールディングス株式会社	2,140,000株	24.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	587,400	6.6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	401,944	4.5
中島拓	367,200	4.1
ジェイリース従業員持株会	160,900	1.8
株式会社豊和銀行	160,000	1.8
株式会社大分銀行	160,000	1.8
阿部兼三	120,800	1.4
株式会社SBI証券	107,698	1.2
SMBC日興証券株式会社	106,300	1.2

(注) JLホールディングス株式会社は当社代表取締役である中島拓氏が株式を保有する資産管理会社であります。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2014年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 払込を要しない

②新株予約権の行使価額 1株につき63円

③新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び囑託の地位にあることを要す。

イ. 新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2016年12月13日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

ウ. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

エ. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間 2016年12月13日から2024年12月12日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	72個	普通株式 57,600株	2人

(注) 当社は、2016年2月15日付で普通株式1株につき100株、2016年10月1日付で普通株式1株につき2株、2017年7月1日付で普通株式1株につき2株、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼会長	中 島 拓	社長執行役員 あすみらい株式会社取締役会長
取 締 役 副 社 長	中 島 土	副社長執行役員 審査本部長
取 締 役 副 社 長	衛 藤 秀 樹	副社長執行役員 渉外担当 あすみらい株式会社代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	田 淵 悦 郎	副社長執行役員 渉外担当兼 リスク管理委員会委員長兼コンプライアンス委員会委員長
取 締 役 専 務	中 島 重 治	専務執行役員 経営企画本部長 JLM株式会社代表取締役
取 締 役 専 務	吉 田 安 弘	専務執行役員 事業本部長
取 締 役 常 務	山 崎 裕 治	常務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	堂 下 浩	東京情報大学教授
取 締 役	清 水 宏 美	特定非営利活動法人女性自立の会理事長 日本貸金業協会広告審査小委員会委員 一般社団法人全国貸貸保証業協会第三者委員会委員 公益財団法人明光教育研究所理事 一般社団法人N T S セーフティ家計総合研究所カウンセリングセンター長 一般財団法人ジェイリース奨学基金常務理事
常 勤 監 査 役	朝 倉 洋 一 郎	
監 査 役	印 東 大 祐	公認会計士、税理士、印東公認会計士事務所 千代田区監査委員
監 査 役	飯 淵 裕	弁護士、常葉法律事務所パートナー

- (注) 1. 堂下浩氏及び清水宏美氏は、社外取締役であります。
 2. 朝倉洋一郎氏、印東大祐氏及び飯淵裕氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役堂下浩氏、取締役清水宏美氏、監査役朝倉洋一郎氏、監査役印東大祐氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 4. 監査役朝倉洋一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役印東大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役飯淵裕氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、企業統治に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 8. 2021年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役は次のとおりであります。

氏 名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐 藤 修 平	常勤監査役

9. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当
領下速人	常務執行役員 審査本部副本部長兼審査部長
中澤竜二	常務執行役員 事業本部副本部長兼東日本支社長
佐藤一郎	常務執行役員 事業本部副本部長兼西日本支社副支社長兼九州営業二部長 あすみらい株式会社代表取締役副社長
武田英樹	常務執行役員 事業本部副本部長兼法人営業統括部長
阿部淳	常務執行役員 事業本部副本部長兼西日本支社長兼大阪営業部長
川上統	執行役員 経営企画本部副本部長兼経営企画部長
横井文	執行役員 業務統括部長兼オペレーションセンター長
湯池教文	執行役員 西日本支社副支社長兼中四国営業部長
御手洗篤	執行役員 法人営業統括部担当統括部長
望月秀樹	執行役員 経営管理本部副本部長兼財務経理部長
荒金悌二	執行役員 経営管理本部副本部長兼IT企画部長
岡田智博	執行役員 東日本支社副支社長兼東京営業一部長兼東京営業二部長
岩本耕一	執行役員 東日本支社副支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険会社により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の金銭報酬について、2021年2月17日開催の取締役会において、代表取締役社長中島拓に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

当社の取締役の報酬等は、報酬総額を決定の上、個別報酬は取締役会から代表取締役へ委任とし、報酬総額の範囲内で各取締役の役割と責務にふさわしい水準となるよう貢献等を勘案し決定しております。

取締役の報酬割合は、基本報酬100%、業績連動報酬等0%、非金銭報酬等0%としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2012年6月8日開催の第9回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月8日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長中島拓が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬額の範囲内での、各取締役個人別の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会による監視等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬等を決定できると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	149,955千円 (5,335千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	14,630千円 (14,630千円)
合計	13名	164,585千円

- (注) 1. 報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額1,965千円（取締役535千円、監査役1,430千円）を含んでおります。
2. 上記には、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

i) 取締役会への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
堂下 浩	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、大学教授としての研究で培った専門的知見から、適宜発言を行っております。
清水宏美	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回中17回出席し、金融部門や関連する分野のコンサルティングなどの専門的知見から、適宜発言を行っております。
朝倉 洋一郎	社外監査役	2021年6月25日の就任後に開催された取締役会には、14回全てに出席し、また、監査役会には、10回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
印東大祐	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識・経験から、適宜発言を行っております。
飯 潤 裕	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、18回全てに出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、弁護士としての専門的知見と経験から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社では、社外取締役は、客観的かつ中立的な立場から社内取締役に対する監督、及び自己の見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性の維持、強化を担っております。堂下浩氏は、東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行しており、清水宏美氏は、金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績や報酬見積りの算出根拠等について、精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に開催される株主総会にて解任理由を説明いたします。また、監査品質などの観点から業務を適切に遂行することが困難であると認める場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任並びに選任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。
 - ③ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取組状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。
 - ④ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。
 - ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。
 - ⑦ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。
 - ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各種リスクの統括部門及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めたリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定する。
 - ② リスク管理は各部門が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。
 - ③ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。

- ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。
- ② 当社の取締役及び使用人を子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督する。当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役が報告を行う。
- ③ 子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役は、取締役会に対して損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じる。
- ④ 子会社における経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。
- ⑤ 当社グループの企業理念及び行動規範の徹底により、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。
- ② 監査役を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。
- ③ 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。
- ④ 人事考課の実施においては、監査役から当該業務の評価を実施する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。当社グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告することとする。
- ② 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人等にその説明を求める。
- ③ 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由と

して不利な取り扱いを行わないこととする。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査役監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。
 - ② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。
 - ③ 監査役がその職務の執行において、費用の前払い又は償還の手続きに生じる費用について債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと証明された場合を除き、速やかに費用又は債務を処理するものとする。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。
 - ② 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力団放逐推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当期における運用概要は以下のとおりであります。

当社は、コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会を計4回開催し、また各部門に任命しているコンプライアンス・オフィサーによる勉強会を実施し、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進等に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。

また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門、各営業店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針及び監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、執行役員会及びコンプライアンス委員会・リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、財務体質の強化や事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当額につきましては、20%程度の配当性向を基準としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。中間期において、中間配当金1株につき15円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円、配当性向は26.5%となります。

なお、次期の剰余金の配当に関する基本方針につきましては、2022年5月6日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当の基本方針の一部変更を行っておりますので、当該基本方針に基づき実施する所存です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当額につきましては、30%程度の配当性向を基準としております。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第19期 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,599,073	流動負債	6,247,775
現金及び預金	1,022,308	短期借入金	1,800,000
未収保証料	1,129,067	1年内返済予定の長期借入金	66,480
未収手数料	50,039	リース債務	43,466
代位弁済立替金	4,715,199	収納代行未払金	828,446
収納代行立替金	1,389,066	未払金	546,062
貯蔵品	15,528	未払法人税等	414,108
その他	344,765	前受金	2,194,254
貸倒引当金	△2,066,900	賞与引当金	111,095
		その他	243,861
固定資産	2,233,382	固定負債	211,789
有形固定資産	419,528	長期借入金	88,324
建物及び構築物	181,107	リース債務	63,707
土地	100,014	役員退職慰労引当金	4,597
リース資産	94,907	資産除去債務	53,826
その他	43,499	その他	1,333
無形固定資産	276,251		
ソフトウェア	274,385	負債合計	6,459,564
ソフトウェア仮勘定	770	(純資産の部)	
リース資産	1,086	株主資本	2,372,992
その他	10	資本金	717,103
投資その他の資産	1,537,601	資本剰余金	292,103
投資有価証券	80,176	利益剰余金	1,363,964
繰延税金資産	1,265,574	自己株式	△179
その他	500,754	その他の包括利益累計額	△101
貸倒引当金	△308,903	その他有価証券評価差額金	△101
		純資産合計	2,372,891
資産合計	8,832,455	負債純資産合計	8,832,455

第19期 連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,162,927
売 上 原 価		2,095,510
売上総利益		7,067,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,096,173
営業利益		1,971,243
営 業 外 収 益		
受取利息	18	
受取配当金	10	
補助金収入	350	
設備等利用料収入	195	
預り金取崩益	264	
償却債権取立益	1,130	
受取手数料	2,400	
その他	859	5,229
営 業 外 費 用		
支払利息	27,384	
株式交付費	1,755	
その他	1,176	30,317
経常利益		1,946,154
特 別 利 益		
固定資産売却益	337	337
特 別 損 失		
固定資産除却損	1,260	1,260
税金等調整前当期純利益		1,945,232
法人税、住民税及び事業税	623,406	
法人税等調整額	△18,336	605,070
当期純利益		1,340,162
親会社株主に帰属する当期純利益		1,340,162

第19期 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	714,558	289,558	201,447	△49	1,205,514
当期変動額					
新株の発行	2,545	2,545	-	-	5,090
剰余金の配当	-	-	△177,646	-	△177,646
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,340,162	-	1,340,162
自己株式の取得	-	-	-	△129	△129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	2,545	2,545	1,162,516	△129	1,167,477
当期末残高	717,103	292,103	1,363,964	△179	2,372,992

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△37	△37	1,205,477
当期変動額			
新株の発行	-	-	5,090
剰余金の配当	-	-	△177,646
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,340,162
自己株式の取得	-	-	△129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△64	△64	△64
当期変動額合計	△64	△64	1,167,413
当期末残高	△101	△101	2,372,891

連 結 注 記 表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 3社 |
| 連結子会社の名称 | あすみらい株式会社
JLM株式会社
JLM株式会社を営業者とする匿名組合 |

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は5年であります。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準……………保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。

ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

② 繰延資産の処理方法……………株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

③ 控除対象外消費税等の会計処理……………資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

4. 会計方針の変更

・「収益認識に関する会計基準」

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。ただし、当会計基準の適用対象である取引は、一時点で収益を認識するものであるため、従前の収益認識の方法から変更はなく、当会計基準の適用による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

・「時価の算定に関する会計基準」

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
貸倒引当金（流動資産）	2,061,600
貸倒引当金（固定資産）	271,216

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社における貸倒引当金は、代位弁済立替金及び未収保証料に対するものであり、そのうち98.1%が代位弁済立替金となっております。この代位弁済立替金とは、保証委託契約を締結した賃借人に賃料の不払いがあった場合、当社が保証契約を締結した賃借人に対して賃料を代位弁済した際に発生する、当該賃借人に対する求償金債権であります。

貸倒引当金の算定方法は、期末における代位弁済立替金残高に貸倒実績率を乗じることにより算定しておりますが、その際、期末に代位弁済立替金残高のある債務者について、発生させた初回の代位弁済日を起算点とし、期末までの期間に応じて一般債権を3か月以内、貸倒懸念債権を4か月以上、破産更生債権等を3年超かつ入金実績なしとして区分し、それぞれの債権類群ごとに貸倒実績率を算定することとしております。

また、代位弁済立替金は多数の少額貸付債権から構成されていることから、一般債権については1年毀損実績率の3期間平均により、貸倒懸念債権については3年毀損実績率によりそれぞれを算定し、破産更生債権等については実績率を100%として算定しております。

尚、上記算定プロセスには、経営環境、債権の属性（商品構成割合、個人・法人の割合、地域の偏り等）、債権回収方法（明渡訴訟の方針、サービサーの活用等）の点について、大きな変化が生じていないという重要な仮定を含んでおります。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在するとともに、当該仮定に基づく貸倒引当金の算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

(2) 受取保証料に関する収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
保証料売上	7,713,197
前受金	2,171,772

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高 9,162,927千円には、受取保証料に係る保証料売上7,713,197千円が含まれており、連結売上高の84.1%程度であります。

当社が売上として計上している受取保証料は、保証委託契約を締結する際に、賃借人に対して、所定の審査を経て家賃債務保証の信用を付与することによる対価である「信用補完相当分」、当該契約締結後に賃料不払いがあった際の代位弁済リスクに対応する対価である「家賃債務保証相当分」に分けて収益を認識しております。

当社の保証商品は複数あり、この内、保証料を契約時以外に毎月受取る商品類型においては、契約時の保証料の全額を信用補完相当分として契約時に収益認識し、毎月の保証料は、全額を家賃債務保証相当分として毎月収益認識しております。次に保証料を契約時以外に毎年受取る商品類型においては、契約時の保証料のうち毎年の保証料分を家賃債務保証相当分として前受金に計上し、契約期間をもって期間配分して収益認識を行い、これ以外を信用補完相当分として契約時に収益認識しております。最後に保証料を契約時に一括で受取る商品類型においては、信用補完相当分を契約時に収益認識し、家賃債務保証相当分は、前受金に計上し、契約期間又は当社顧客データベースに基づいた平均保証期間に応じて期間配分して収益認識を行っております。

尚、信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率は、商品類型ごとの特性とリスク等を勘案し決定しております。

上記手順を踏まえて収益認識を行う際には、まず信用補完相当分と家賃債務保証相当分の比率及び平均保証期間という、収益見積りの前提とした条件や仮定について誤り等が生じる可能性を含んでおります。加えて、前受金の取り崩しの際に、計算の誤り等が生じる可能性を含んでおり、これらの過程で不正な収益認識が行われるリスクが認められるため、内部統制上において重要なプロセスとして整備・運用し、有効性の評価をしております。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在するとともに、当該仮定に基づく算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,265,574

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の連結貸借対照表において、繰延税金資産1,265,574千円は総資産の14.3%という重要な割合を占めております。当該繰延税金資産の総額は1,369,247千円であり、評価性引当額94,558千円及び繰延税金負債9,114千円が控除されております。

これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識されております。繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング等に基づいて判断され、この内、収益力に基づく将来の課税所得は、主に当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に売上収益の成長の見込みとなっております。

繰延税金資産の評価は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであります。

この仮定には、COVID-19の影響をはじめとする経済情勢の変化という高い不確実性が存在するとともに、当該仮定に基づく算定方法の決定には会社の重要な判断を伴っております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 198,567千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	9,300,000千円
借入実行残高	1,800,000千円
差引額	7,500,000千円

III 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,839,200	80,800	—	8,920,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 80,800株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60	87	—	147

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 87株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	44	5.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	133	15.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	222	25.00	2022年 3月31日	2022年 6月24日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 99,200株

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

(当該金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理)

営業債権である未収保証料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、家賃債務保証業務規程に従い、各営業拠点において保証料の回収状況について随時確認を行い、回収が予定どおり行われない又は行われない恐れを認識した場合には、速やかに必要な措置を講じることとしております。

未収手数料も営業債権であります。これは家賃収納の代行業務を行う際、当該利用者より収受する利用手数料であり、実額を計上しております。よって当該リスクは僅少であります。

代位弁済立替金は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、保証契約締結に係る審査の際に適切かつ確かな判断を行いリスクの軽減に努めており、また、求償権の行使の際は、賃借人から支払いがなされるよう、丁寧な請求の実施等必要な措置を講じております。

収納代行立替金は、家賃収納の代行業務を行う際に、金融機関から収納結果の通知があるまで当社が収納分を立て替えているものであり、リスクは僅少であります。

当社グループでは、取引先との業務に関連する株式として投資有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業)の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払金及び収納代行未払金は、全て短期で決済されております。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金のうちの一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)また、現金は注記を省略しており、預金、未収手数料、未収保証料、代位弁済立替金、収納代行立替金、収納代行未払金、未払金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	576	576	—
資産計	576	576	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	154,804	154,724	△79
(2) リース債務	107,174	107,165	△9
負債計	261,978	261,889	△88

(注1) 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券はありません。また、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却はありません。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	取得原価及び償却額	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	677	576	△101
合計	677	576	△101

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価格であります。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式 (※1)	79,600
出資金 (※2)	5,500
合計	85,100

(※1) 非上場株式については市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象としておりません。

(※2) 組合等出資金は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。

(注3) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の支払もしくは返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	66,480	6,672	6,672	6,672	6,672	61,636
リース債務	43,466	42,876	19,514	1,214	101	—
合計	109,946	49,548	26,186	7,886	6,773	61,636

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した価格

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	576	—	—	576
資産計	576	—	—	576

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定含む）	—	—	154,724	154,724
リース債務	—	—	107,165	107,165
負債計	—	—	261,889	261,889

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。信用リスクは市場において観察不能であるため、レベル3の時価に分類しております。

VI 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

VII 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結計算書類 計上額
	保証関連事業	不動産関連事業	計		
売上高					
外部顧客との契約 から生じる収益	1,229,788	73,492	1,303,281	—	1,303,281
その他の収益	7,859,646	—	7,859,646	—	7,859,646
外部顧客への売上高	9,089,435	73,492	9,162,927	—	9,162,927
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	8,685	8,685	△8,685	—
計	9,089,435	82,177	9,171,612	△8,685	9,162,927

(注) 売上高の調整額△8,685千円については、セグメント間取引消去であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	266円02銭
1株当たり当期純利益金額	150円95銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第19期 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,515,578	流 動 負 債	6,183,069
現金及び預金	944,141	短期借入金	1,800,000
未収保証料	1,129,067	1年内返済予定の長期借入金	59,808
未収手数料	50,039	リース債務	43,466
代位弁済立替金	4,715,199	収納代行未払金	828,446
収納代行業立替金	1,389,066	未払金	543,463
貯蔵品	15,528	未払費用	21,832
前払費用	117,164	未払法人税等	413,680
その他	222,271	未払消費税等	16,617
貸倒引当金	△2,066,900	前受金	2,171,772
固 定 資 産	2,196,199	預り金	154,339
有 形 固 定 資 産	235,684	賞与引当金	111,095
建物	97,878	その他	18,546
構築物	0	固 定 負 債	122,131
工具、器具及び備品	42,899	リース債務	63,707
リース資産	94,907	役員退職慰労引当金	4,597
無 形 固 定 資 産	276,231	資産除去債務	53,826
ソフトウェア	274,365	負債合計	6,305,201
ソフトウェア仮勘定	770	(純 資 産 の 部)	
リース資産	1,086	株 主 資 本	2,406,677
その他	10	資本金	717,103
投 資 そ の 他 の 資 産	1,684,282	資本剰余金	292,103
投資有価証券	80,176	資本準備金	292,103
関係会社株式	150,010	利益剰余金	1,397,649
その他の関係会社有価証券	5,500	利益準備金	8,000
長期前払費用	31,810	その他利益剰余金	1,389,649
破産更生債権等	308,903	繰越利益剰余金	1,389,649
繰延税金資産	1,265,574	自己株式	△179
差入保証金	130,597	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△101
その他	20,614	その他有価証券評価差額金	△101
貸倒引当金	△308,903	純資産合計	2,406,576
資産合計	8,711,778	負債純資産合計	8,711,778

第19期 損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,089,435
売 上 原 価		2,057,069
売上総利益		7,032,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,041,163
営業利益		1,991,202
営 業 外 収 益		
受取利息	17	
受取配当金	10	
受取手数料	2,400	
設備等利用料収入	195	
預り金取崩益	264	
償却債権取立益	1,130	
その他	454	4,473
営 業 外 費 用		
支払利息	26,427	
株式交付費	1,755	
その他	3,036	31,219
経常利益		1,964,455
特 別 利 益		
固定資産売却益	337	337
特 別 損 失		
固定資産除却損	1,260	1,260
税引前当期純利益		1,963,533
法人税、住民税及び事業税	622,979	
法人税等調整額	△18,336	604,643
当期純利益		1,358,890

第19期 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	714,558	289,558	8,000	208,405	216,405
当期変動額					
新株の発行	2,545	2,545	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△177,646	△177,646
当期純利益	—	—	—	1,358,890	1,358,890
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	2,545	2,545	—	1,181,244	1,181,244
当期末残高	717,103	292,103	8,000	1,389,649	1,397,649

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△49	1,220,472	△37	△37	1,220,435
当期変動額					
新株の発行	—	5,090	—	—	5,090
剰余金の配当	—	△177,646	—	—	△177,646
当期純利益	—	1,358,890	—	—	1,358,890
自己株式の取得	△129	△129	—	—	△129
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△64	△64	△64
当期変動額合計	△129	1,186,205	△64	△64	1,186,141
当期末残高	△179	2,406,677	△101	△101	2,406,576

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他の関係会社有価証券

組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は5年であります。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

保証料売上……………保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。

ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法……………株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (2) 控除対象外消費税等の会計処理……………資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は長期前払消費税等に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は発生年度に費用処理しております。

6. 会計方針の変更

・「収益認識に関する会計基準」

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引を除き、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。ただし、当会計基準の適用対象である取引は、一時点で収益を認識するものであるため、従前の収益認識の方法から変更はなく、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

・「時価の算定に関する会計基準」

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(1) 代位弁済立替金に対する貸倒引当金の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
貸倒引当金（流動資産）	2,061,600
貸倒引当金（固定資産）	271,216

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

(2) 受取保証料に関する収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
保証料売上	7,713,197
前受金	2,171,772

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	1,265,574

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 191,782千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関13行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当期末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	9,300,000千円
借入実行残高	1,800,000千円
差引額	7,500,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

金銭債権	72千円
------	------

III 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	9,991千円
営業取引以外の取引による取引高	35,659千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	60	87	—	147

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	662,390千円
賞与引当金	33,883千円
貸倒引当金	590,166千円
役員退職慰労引当金	1,402千円
未払事業税	22,753千円
資産除去債務	16,417千円
減損損失	925千円
その他	12,905千円
繰延税金資産小計	1,340,843千円
評価性引当額	△66,154千円
繰延税金資産合計	1,274,689千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,114千円
繰延税金負債合計	9,114千円
繰延税金資産純額	1,265,574千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

VI 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 拓成	大分県大分市	10,000	金融業	賃貸借契約	賃借料の支払い	17,547	未払金	—

(注) 賃借料の支払いについては、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料の金額を決定しております。

子会社

名称	議決権の所有割合	所在地	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
あすみらい株式会社	所有 直接100.0%		役員の兼任	賃貸仲介料等の支払い(注1)	8,685	前払費用	435
				業務の受託(人員出向)(注2)	35,659	未収入金	72

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 1. 賃貸仲介料等については、近隣の相場等を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 業務の受託については、実質的な人員出向であり、当該出向者の報酬額によっております。

VII 収益認識に関する注記

連結計算書類の「注記事項(収益認識に関する注記)」と同一であるため、記載を省略しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	269円80銭
1株当たり当期純利益金額	153円06銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月17日

ジェイリース株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知 岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月17日

ジェイリース株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

ジェイリース株式会社 監査役会

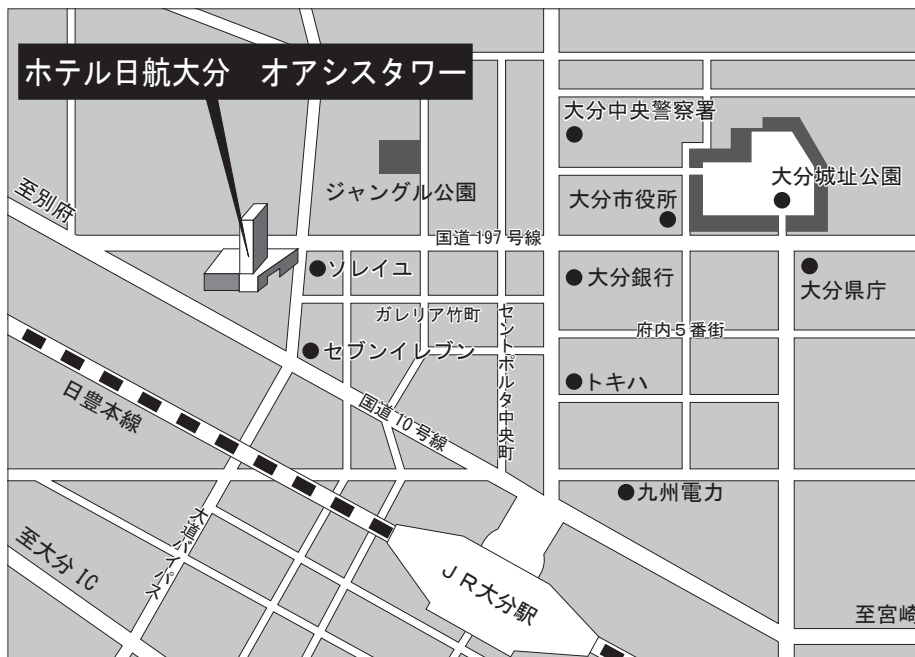
常勤監査役	朝	倉	洋	一	郎	㊟
監査役	印	東	大	祐		㊟
監査役	飯	渕	裕			㊟

(注) 常勤監査役朝倉洋一郎、監査役印東大祐及び飯渕裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大分県大分市高砂町2番48号
ホテル日航大分 オアシスタワー 3階紅梅の間
電話 (097) 533 - 4411



JRをご利用の場合 ※JR大分駅「府内中央口」(1番ホーム出口)

- ・JR大分駅からタクシーで 約3分(道路状況によって変動します)
- ・JR大分駅から徒歩で 約10分

お車をご利用の場合 ※高速自動車道大分ICから

- ・九州横断自動車道大分ICから市街地方面へ約7分

飛行機をご利用の場合 ※大分空港

- ・空港特急バス エアライナーご利用(所要時間:約1時間8分)
- ・大分空港エアライナー乗場にて乗車→JR大分駅前降車→JR大分駅よりタクシーで約3分、もしくは徒歩で約10分